

ラムサール条約決議 IX.1 付属書 B

環境省暫定仮訳

「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」の改正

II. 国際的に重要な湿地のリスト（ラムサール条約湿地リスト）に関するビジョン、目標、短期目標

決議 IX.1 付属書 A における「生態学的な特徴」の最新の定義に照らし合わせて、リストに関するビジョンを以下の通りに修正すること。

ビジョン

その生態系構成体、過程及び利益／サービスを維持することにより、地球規模での生物多様性を保全し、人間の生命を維持するために重要である湿地の国際的なネットワークを構築し、かつそれを維持すること

「2005年までのラムサール条約湿地リストに関するビジョン」（現行の段落 2.1 に引き続く枠内に記載されている）を削除し、代わりに第 8 回締約国会議の決議 VIII.26 で採択された 2010 年に関連する目標を記載すること。

国際的に重要な湿地のリストに、2010 年までに少なくとも総面積が 2 億 5 千万ヘクタールにおよぶ 2500 カ所の湿地が登録されることを確保すること。

IV. ラムサール条約下で優先的に条約湿地に指定する湿地を特定するための体系的方法の採用に関するガイドライン

現行の段落 4.5 の後に、下記を追加手続きとして追加すること

A1. あまり目にしないものであっても見過ごしてはならない。魚類は、水生生態系の不可欠の部分となすばかりでなく、全世界の人々の食料及び所得の重要な源泉になっている。しかしながら、地球の多くの箇所にて、持続的ではない収穫方法および産卵・生育地域を含めた生息環境の消失及び劣化の結果として、漁業生産が低下している。魚類やその他の

水生動植物種は、より目にする動植物種と異なり、ラムサール条約湿地の追加指定をする際に、往々にして見逃される可能性がある。そのような水生種も、注意深くかつ体系的に検討されなければならない。

現行の段落 5 1 の後に下記を、追加手続きとして追加すること

A2. 生態系の構造・機能、それらの利益の間での相互作用にとって重要である湿地 湿地は、人々の活動が湿地及び湿地が供与する生態系からの利益／サービスによって影響を受ける景観の中に、および湿地自体が湿地に依存している地域住民による利益／サービスの利用（例えば、伝統的な管理の形等）によって影響を受ける景観の中に存在するものである。湿地の生態系構造及び機能が、文化的特徴や文化遺産の結果として発展してきたという事例は沢山ある。同様に、湿地の生態系構造および機能の維持は、人間活動と湿地の生物学的、化学的、物理的な構成体の相互作用に依存しているという事例も多くある。

戦略的な枠組みを読み易くし、活用し易くするために、IV.I 節（各湿地のタイプを特定し、指定するためのガイドライン）を V 節の後に移動すること。また、以下の通りに D 節を新たに付け加えること。

D. 人工湿地を特定し、指定するためのガイドライン

- D1. 条約の第 1 条 1 項は、「この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、さらには水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか塩水であるかを問わず、沼沢地、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が 6 m を超えない海域を含む」と規定している。
- D2. 既存のラムサール条約湿地の多くは、いわば人間によって作られた湿地という意味で（全てか或いはその一部か）人工的な湿地であり、これらは、世界の幾つかの地域にて、特に人間が主として生活を営んできた景観において、その湿地が誕生して以来国際的な生物多様性の重要性を育んできた。
- D3. しかしながら、条約の法律的な意味合いに関して、ある種の人工の湿地は、最終的には生物多様性の重要性を育むという事実があるからといって、それが、自然の、あるいは自然度が高い湿地を破壊したり、大幅に改変したり他の種類の土地に変えてしまうことの論拠としてはならない。

V. 国際的に重要な湿地を指定するための基準及び長期目標、並びにその適用のためのガ

イドライン

基準 1 の適用に関する手引き

現行の段落 167 の後に、下記を、追加手続きとして追加すること

A3. どの生物地理区の分類方法を適用するかを選択する場合には、国家や（国家の下の）地域的な範囲よりも、大陸的、（大陸の下の）地域的すなわち超国家的な範囲を活用する方が、一般的には適切である。

現行の段落 168 を、以下の通りに修正すること

168. 実施目標 1、とりわけ、1.2 に（上記の段落 10）は、この基準に基づくもう一つの見解は、主要な河川流域や沿岸地域が自然に機能するにあたり、その生態学的特徴が重大な役割を果たしている湿地を優先すべきであることを示している。

基準 2 の適用に関する手引き

現行の段落 171 を以下のように修正すること

171. ラムサール条約湿地は、地球規模で絶滅のおそれがある種及び生態学的な群集の保全において重要な役割を担っている。それに関わっている人の人数やサイトの数は少なく、利用できる数量的なデータ及び情報は貧弱なものかもしれないが、基準 2 あるいは 3 を活用して、（それらの種や生態系の）いかなる生活史の段階を支える湿地であっても、地球規模で絶滅の危険にさらされている群集や種をリストに登録するために、特別な配慮をとらなければならない。

CITES の附属書 II および III への言及を削除するため、現行の段落 172 を以下のように修正すること（これらの附属書は、特定の場所における保全策によって効果的な保全がなされるべき種というよりは、取引によって絶滅してしまうおそれがある種を掲載しているため）。

172. 戦略的枠組の実施目標 2.2 は、絶滅のおそれのある生態系の群集を有しているか、絶滅危惧種種を保護する国内法制度、あるいは IUCN のレッドリストや CITES の附属書 I 及び CMS の付属書のような国際的な枠組みのもとで、危急種や絶滅危惧種に指定されている種の生存に極めて重要となっている湿地を、ラムサール条約湿地に登録するよう、

締約国に対して強く要請している。

現行の段落 174 を以下の通りに修正すること

174. 危機にさらされている生態学的な群集を有する湿地を指定する際には、以下の特徴を一つあるいはそれ以上持つ生態学的な群集を有する湿地を選定することにより最大限の保全の成果が得られる。それらは：

- (i) 地球規模で絶滅のおそれがある群集、あるいは環境変化をもたらす直接、間接的な因子により危機にさらされている群集で、特にこれらの群集が生物地理区において高い質を有しているか、特に典型的であること　そして／あるいは
- (ii) その生物地理区において希な群集であり、そして／あるいは
- (iii) それぞれの過程を例証する生態移行態、遷移、および個々の生態動向を例証している群集を有していること、そして／あるいは
- (iv) （例えば、気候変動や人間の介入の為に）現在の条件ではこれ以上生態学的に発展出来ない　そして／あるいは
- (v) 現時点で長い発展の歴史があり、よく保護された古代の環境の形跡を留めており、そして／あるいは
- (vi) ほかの（おそらくはより稀少な）生態学的な群集や特定の種の生存にとって極めて重要な機能を有している　そして／あるいは
- (vii) 近年、その範囲や出現頻度等が著しく衰退している

等の湿地である。

現行の段落 174 の後に下記を、追加手引きとして追加すること

A5. 段落 174 (i) および／あるいは(ii) のもとで、どの生物地理区の分類方法を適用するかを選択する場合は国家や（国家の下の）地域的な範囲よりも、大陸的、（大陸の下の）地域的すなわち超国家的な範囲を活用する方が、一般的には適切である。

現行の段落 175 の後に下記を、追加的手引きとして追加すること

多くのカルストと他の地下水系の生物学的な重要性にも留意すること（下記の具体的な手引きを参照）

基準 3 の適用に関するガイドライン

現行の段落 177 の後に下記を、追加の手引きとして追加すること

- A 7. 多くのカルストと他の地下水系の生物学的な重要性にも留意すること。(下記の具体的な手引きを参照)
- A 8. どの生物地理区のカテゴリを適用するかを選択する場合は国家や(国家の下の)地域的な範囲よりも、大陸的、(大陸の下の)地域的な範囲を超国家的な範囲を活用する方が、一般的には適切である。

基準 5 の適用に関するガイドライン

現行の段落 188 の後に下記を、追加手引きとして追加すること

- A 9. 基準 5 は、多種の集合群のみならず、どんな単一種でも定期的に 20,000 羽以上の水鳥が生息している湿地についても適用されるものとする。
- A 10. 総数が 200 万羽以上である水鳥に対しては、この湿地は基準 5 の下で重要であるという前提のもとで、20000 羽の 1% 基準が適用される。特定の水鳥にとっての重要性を反映させるためには、基準 6 に基づき、そのサイトを登録することも適切な処理である。

現行の段落 184 の後に下記を、追加手引きとして追加すること

- A 11. 特に渡り期間中について、個体数群の入れ替わり数は、ある一時点にて数えられる個体数以上の数の水鳥が湿地を利用していることを示すものであって、水鳥の個体数の生活を支えることにおいてサイトが果たす役割の重要性は、しばしば単純な鳥のセンサス情報から想定される以上に、大きなものであることを示している。
- A 12. しかしながら、入れ替わり数と湿地を利用している水鳥の個体の総数や個体群の総計を、正確に推計することは難しいことである。(例えば、一群毎のマーキング及び再監視とか連番にて、増加を勘定すること等の)時折活用されている方法が幾つかあるが、何れも統計的に信頼出来る正確な推計を出せない状態である。
- A 13. 入れ替わり数に関し信頼しうる推計を提示しうるものと考えられ、現時点で利用しうる唯一の方法は、渡り鳥が留まっているサイトでの独自の捕獲/マーキングとのマーキングされた水鳥の再監視/再捕獲による方法である。しかしながら、

この方法が、渡り鳥の個体群の信頼できる推計を出せるようにする為には、通常、多大なる能力と資源が必要とされ、渡り鳥が留まっている所が、広大で、かつ／あるいはアクセスが不可能な地域（特に一つの群で、鳥が広く分散している所では）では、この方法を活用する場合、実際的に克服しがたい困難が伴うものである。

- A 1 4. 湿地で、入れ替わりが生じることが分かっているが、渡り鳥の個体数に関する正確な情報を入手することが不可能な場合は、締約国は、基準4の適用を通じて、渡り鳥の中継地としての湿地の重要性を認識することを考慮し、管理計画において、（当該湿地の）重要性を十分認識するようにしなければならない。

基準6の適用に関するガイドライン

現行の段落188の後に下記を、追加手引きとして追加すること

- A 1 5. あるサイトでは、特に渡りの期間中に、かつ／あるいは主要な湿地において異なった個体数群の渡り鳥の渡り経路が交錯しあう所で、一つの生物地理区に、同じ種の異なった個体群が一つ以上に生じることがある。そのような個体群が現場にて識別出来ない場合には（識別出来ないことが通常であるが）、どの個体群の1パーセント基準を適用すべきかという実務的な問題が生じることになる。このように個体群の混在が生じている場合（そして現場にて識別が不可能な場合には）には、サイトを評価するにあたっては、大きい方の1パーセント基準を使用することが望ましい。
- A 1 6. しかしながら、当該の個体群のうちのどちらかが、保全の必要性が高い場合は、この手引きは柔軟に適用されるべきであり、締約国は、基準4の適用を通じて、両方の個体群にとって湿地の重要性を認識することを考慮し、管理計画において、（当該湿地の）重要性を十分認識するようにしなければならない。
- A 1 7. この手引きは、個体群が混在している（混在は、しばしば、但し完全にそうであるとは言いきれないが、渡りの期間中に生じる）時にのみ適用されるべきことに留意すること。それ以外の場合は、現に存在している単一の個体群に、1パーセント基準を適用することは、一般的に可能である。
- A 1 8. 特に渡り期間中について、個体数群の入れ替わり数は、ある一時点にて数えられる個体数以上の数の水鳥が湿地を利用していることを示すものであって、水鳥の個

体数の生活を支えることにおいてサイトが果たす役割の重要性は、しばしば単純な鳥のセンサス情報から想定される以上に、大きなものであることを示している。入れ替わりについての推計のより詳しい手引きとして、基準5での手引き、A12-A14を参照すること。

下記の基準およびガイドラインを追加すること

他の種群に基づく具体的な基準

基準9

湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1パーセントを定期的に支えている場合にはその湿地は国際的に重要であると考えることとする。

ラムサール条約湿地リストに関する長期的な目標：

A19. ラムサール条約湿地リストに、定期的の一つの非鳥類の動物種または亜種の生物地理学的な個体群の1パーセント以上を支えている湿地の全てを含められるようにすること。

基準9の適用に関するガイドライン

A20. 締約国が、この基準に基づいて指定する湿地の候補地を検討する際には、地球規模で絶滅のおそれのある種や亜種の個体群が生息している一連の湿地を選定することによって、最大の保全効果が達成される。上述の段落 [44]：種の存在についての展望、上述の段落 [52]：補完的な国際的な枠組みをも、参照のこと。資料が存在すれば、累計数を計算出来るように、渡り期間中での渡り性動物の個体数の入れ替わりを考慮することもできる（非鳥類動物に関連する基準9にも適用される水鳥に関連する段落 [A11-A14] での手引きを参照のこと）。

A21. 可能な箇所では、国際間の比較を確保するために、締約国は、この基準に基づいて指定する湿地の候補地を評価する基礎として、IUCNの種情報サービス（SIS）を通じてIUCNの専門家グループによって提供され、定期的にその内容が更新され、「ラムサール技術報告」シリーズにて公表される、最新の国際的な個体群の推計及び1パーセント基準を活用しなければならない。

- A 2 2. 国レベルでの個体群の大きさについての信頼しうる推計値があるところでは、この基準は、その国固有の種やその個体群についても適用できる。そのような基準を適用する場合は、個体群の大きさについての推計のための、公表されている出典に関する情報は、この基準の適用を正当化する資料に含まれるものとする。このような情報は、又、「ラムサール技術報告」シリーズで公表される個体群の推計と1パーセント基準が扱う分類上の範疇を拡大するのに貢献する。
- A 2 3. この基準は、特に、ほ乳類、は虫類、両生類、魚類及び水生の大型無脊椎生物を含む、多様な非鳥類の個体群と種に適用されると予想される。しかしながら、信頼できる個体群の推計が提供され、それが公表された（段落A 2 1とA 2 2）種または亜種のみが、この基準の適用を正当化する資料に含まれるものとする。そのような情報がない場合は、締約国は、基準4に基づき、重要な非鳥類動物を有する湿地を指定することを検討しなければならない。この基準の適用をより適切に行うために、締約国は、可能であれば、そのようなデータを、将来の国際的な個体群の推計の更新及び改訂に役立つものとして、IUCNの種保存委員会とその専門家グループに供給するために支援を行うものとする。